

# 「各種事務事業の取扱い」

## 02 広報分科会

長岡市・和島村合併協議会

項番	事務事業 コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
421	010203	首長への手紙		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
422	010101	広報紙の発行		合併時に統一	全市一律に市政情報が行き渡るよう、長岡市の水準に基づいて統一する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

421

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業		
02 広報		01 広報広聴活動		02 広聴活動		03 首長への手紙		
長岡市		中之島町		越路町		和島村		
<p>・意見や要望を「市長への手紙」の専用はがきや電子メールで寄せていただく。市長自ら読み署名のうえ回答する。</p>		<p>・ホームページに「町長への手紙」コーナーを設置、届いたメールは総務課が確認し回答する。</p>		<p>・ホームページに「町長への手紙」コーナーを設置、届いたメールは町長が確認し回答する。</p>		<p>・電子メールによる受付、届いたメールは村長が確認し回答する。</p>		
三島町		山古志村		小国町		課題		
<p>・電子メールによる受付、届いたメールは総務課が確認し回答する。</p>		<p>・ホームページの「村長相談室」にメールをしていた。届いたメールは村長が確認し回答する。</p>		<p>・料金受取人払の封筒を全世帯に配布し、町民の「生の声」として投函していただく。町長が確認し回答する。</p>		<p>長岡市の制度に統一する。</p>		

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・和島村合併協議会)

作成日 平成16年12月21日

422

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
02	広報	01	広報広聴活動	01	広報活動	01	広報紙の発行
長岡市		中之島町		越路町		和島村	
<ul style="list-style-type: none"> <li>発行部数 76,000部</li> <li>発行回数 月1回 原則毎月1日</li> <li>判型 A4判 平均28ページ</li> <li>配布方法 町内会に依頼、運送会社が発行日中に町内会に配布。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>発行部数 4,100部</li> <li>発行回数 月1回 毎月第2木曜日</li> <li>判型 A4版 16～24ページ</li> <li>配布方法 町の配布物と一緒に町臨時職員が発行日に各行政区嘱託員宅に配布。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>発行部数 4,150部</li> <li>発行回数 月1回 毎月1日発行</li> <li>判型 A4判 16～20ページ</li> <li>配布方法 各区長、総代、町内会長に配布委託。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>発行部数 1,600部</li> <li>発行回数 月1回 毎月1日発行</li> <li>判型 A4判 基本16ページ</li> <li>配布方法 各区長から全世帯に配布。</li> </ul>	
三島町		山古志村		小国町		課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>発行部数 2,500部</li> <li>発行回数 月1回 毎月第3金曜日</li> <li>判型 A4判 基本16ページ</li> <li>配布方法 各区長、町内会長に配布委託。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>発行部数 1,250部</li> <li>発行回数 月1回 毎月最終金曜日</li> <li>判型 A4判 基本10ページ</li> <li>配布方法 各区長から全世帯に配布。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>発行部数 2,550部</li> <li>発行回数 月1回 毎月1日に近い金曜日</li> <li>判型 A4判 基本16ページ</li> <li>配布方法 発行日前日業者が納入。町運転手により町内34集落の区長宅に配布。</li> </ul>		<p>全市一律に市政情報が行き渡るよう、<b>長岡市の水準に基づいて統一</b>する。</p> <p>合併市の施行とあわせて、一律の編集方針のもとで全市版の「市政だより」を発行する。</p> <p>配送方法については、他の配布文書とともに「住民・国保・年金分科会」において調整を図る。</p>	
						調整方針案	